

議案第251号

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年12月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、香椎照葉三丁目西地区地区計画及び天神明治通り地区地区計画の区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物の用途等に関する事項について新たに条例による制限として定める必要があるによる。

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 香椎照葉三丁目東地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

香椎照葉三丁目西地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画香椎照葉三丁目西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
--------------------	---

別表第1 天神明治通り地区地区整備計画区域の項を削り、同表天神二丁目西地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

天神明治通り地区地区整備計画区域	福岡都市計画地区計画天神明治通り地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第2 香椎照葉三丁目東地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

香椎照葉三
丁目西地区
地区整備計
画区域

- (1) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの
- (2) カラオケボックスその他これに類するもの

別表第2 天神明治通り地区地区整備計画区域の項を削り, 同表天神二丁目西地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

500（公民館、集会所その他これらに類する建築物で地区内住民の社会教育活動又は自治活動の用に供する建築物の敷地を除く。）	建築物の外壁又はこれに代わる柱（歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、歩行者の利便に供するものを除く。）	(1) 市道香椎照葉4414号線並びに市道香椎照葉4474号線及び市道香椎照葉4475号線の各一部並びに隣地（都市計画の計画図において3メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線	3		
		(2) 市道香椎照葉4474号線及び市道香椎照葉4475号線の各一部、市道香椎照葉4575号線並びに隣地（都市計画の計画図において2メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線	2		
		(3) 前2号に掲げる敷地境界線以外の隣地との敷地境界線	1		

天神明治通り地区地区整備計画区域	再開発等促進区	(1) 風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業に供する建築物 (2) 建築物の最上階及びその直下階以外の部分を法別表第2(い)項第1号から第3号までに掲げる用途に供する建築物 (3) 法別表第2(へ)項第2号及び(と)項第3号に掲げる工場				
------------------	---------	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀（歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、歩行者の利便に供するものを除く。）	都市計画道路千代 大手門線、都市計 画道路天神通線、 市道天神2号線、 市道天神3号線、 市道天神5号線及 び市道天神10号線 との敷地境界線	2	広場A、広場B、 広場C、広場D、 広場E、広場F、 広場G、広場H、 広場I、広場J、 広場K、広場L、 広場M、広場N、 広場O及び広場 Pの区域内の部 分（地上部の広 場にあっては床 面（屋外の1階 部分に設置され る広場にあっ ては、地盤面）か らの高さが5 メートルを、地 下部の広場にあ っては床面か らの高さが2.5 メートルを超え る建築物の部分 及びこれを支え る柱で広場の利 用上支障がない もの並びに階段 等を除く。）	
--	--	--	---	--	--